

港区立赤坂子ども中高生プラザ及び  
港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館  
業務仕様書

令和8年2月

港 区

## 項 目

- 01 清掃業務委託仕様書（赤坂子ども中高生プラザ青山館）
- 02 自動扉保守点検仕様書（赤坂子ども中高生プラザ青山館）
- 03 機械警備保守委託仕様書（赤坂子ども中高生プラザ青山館）
- 04 昇降機設備保守点検委託仕様書（赤坂子ども中高生プラザ青山館）
- 05-1 消防用設備保守点検及び防火対象物点検仕様書（赤坂子ども中高生プラザ青山館）
- 05-2 消防用設備保守点検仕様書別紙（赤坂子ども中高生プラザ青山館）
- 06 学校 110 番非常通報装置保守仕様書（赤坂子ども中高生プラザ・赤坂子ども中高生プラザ青山館）
- 07 複写機保守及び消耗品供給委託（赤坂子ども中高生プラザ青山館）
- 08 産業廃棄物処理業務委託（赤坂子ども中高生プラザ青山館）
- 09 廃棄物収集運搬業務委託（赤坂子ども中高生プラザ青山館）
- 10 古紙回収業務委託（赤坂子ども中高生プラザ青山館）
- 11 冷水器保守点検（赤坂子ども中高生プラザ青山館）

※上記に記載のない契約（赤坂子ども中高生プラザ）については、港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂の業務仕様書に含む。

## 01 仕様書

### 1 件名

港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館清掃業務委託

### 2 履行場所 赤坂子ども中高生プラザ青山館（港区北青山3丁目4番1-201号）

### 3 業務内容

以下に示す（1）～（5）並びに施設内ゴミの収集・指定集積場所までの運搬とし、作業場所及び作業内容については別紙1「清掃作業基準」のとおりとする。  
なお、清掃対象面積は、別紙2「清掃対象場所・面積等一覧」のとおりとする。

- （1）日常清掃
- （2）定期清掃
- （3）ガラス清掃
- （4）フローリング清掃
- （5）照明用電球交換（電球が切れた場合）

### 4 業務履行上の注意事項

- （1）受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、施設運営に支障のないよう業務に努めるものとし、良好な環境衛生の維持と建材の保全に努め、特に窓ガラス清掃作業を含む高所作業等については、業務担当者の教育指導及び労働安全衛生関係法令等を遵守して安全管理の万全を期すること。
- （2）業務担当者は、常に良好な衛生状態を維持し、適切な服装、態度、言葉遣いをもって業務にあたること。作業に当たっては、騒音、振動、悪臭等の不快感を利用者等に与えることがないようにすること。またそのことについて受注者は責任をもって指導・監督すること。
- （3）業務担当者は、作業終了後、使用した用具等は速やかに撤去し、安全で快適な状態に戻すこと。
- （4）受注者が本作業に使用する洗剤、ワックスその他の薬品等は、本建物の各材質の特性や子どもの安全性を十分に検証し、最適の清掃資材を使用すること。
- （5）業務担当者は、水道・電気等の使用については、必要最小限にとどめ、特に照明は作業終了後、直ちに消灯すること。
- （6）受注者は、業務担当者に対し、マナーや清掃知識・技術について定期的に研修等を実施するとともに、責任をもって作業内容を指示し、仕様書の記載事項を徹底させること。
- （7）業務担当者は、着実に業務が履行できる者とし、業務担当者の半数以上は、清掃作業経験者とすること。また現場責任者を配置し、常に現場と連絡が取りあえり体制を保つこと。

- (8) 業務担当者は、健康管理に努めること。トイレ清掃、ごみ処理の後は必ず手洗いを励行し、衛生面に気をつけること。
- (9) 施設管理担当者は、本作業実施上、緊急かつ必要と認められるものについては、受注者に対して臨機の処置を講ずるよう求めるとともに、その処置について報告させることができる。この場合、受注者は報告を速やかに行うこと。
- (10) 施設管理担当者は、作業の実施結果が、本仕様書の内容に適合しないと認めたときは、理由を示してそのやり直しを求めることができるものとする。この場合、受注者は速やかに履行するとともに、その費用は、受注者の負担とする。
- (11) 業務遂行に関し発生した損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。
- (12) 受注者は、本仕様書に定める全作業を時間内に終了させるよう、必要な業務担当者の配置をすること。

## 清掃作業基準

### 1 日常清掃

- (1) 作業日　日曜日、祝日（休日含む）、年末年始（12月31日から1月3日まで）及びその他施設管理担当者の指定する日を除く毎日
- (2) 作業時間　午前6時30分から10時30分まで  
ただし、学校休業中（三期休業、振替休日等）については、施設管理担当者と協議のうえ、業務開始を変更する場合もあり。

### (3) 作業内容

場所	作業内容	実施回数
各室、廊下、階段等の床	合成樹脂タイル等 ・ほうき、掃除機等で入念に埃、ちりを取り除く。 ・汚れのひどい個所は、モップ等で水拭きした後、乾拭きする。	1回／1日 (月～土)
	磁器質タイル等 ・ほうき、掃除機等で入念に埃、ちりを除去し、モップ等で水拭きする。 ・汚れのひどい個所は、洗剤等で洗い落とし、モップ等で乾拭きする。	
	カーペット等 ・掃除機で入念に埃、ちりを取り除く。 ・汚れのひどい個所は、洗剤等で洗浄する。	
	畳 ・ほうき、掃除機等で入念に埃、ちりを取り除く。 ・汚れのひどい個所及び板敷きの個所は、湿った雑巾等で水拭きする。	
	フローリング ・モップ等で入念に埃、ちりを取り除く。 ・汚れのひどい箇所は、洗剤等を用いて拭き取る。	
トイレ	・特に衛生面に留意し、適切な洗剤により洗浄する。 ・トイレの清掃に使用する用具・材料・履物等は、他の場所で使用する物とは別の物を使用する。 ・床はモップで、壁は雑巾で水拭きした後、乾拭きする。また、水の流せるところはデッキブラシ等で磨き、水洗いする。 ・トイレットペーパー、ペーパータオル等が不足することのないように隨時補充する（トイレットペーパー、ペーパータオルは、法人が負担する）。 ・汚物容器の内容物を回収し、容器を清掃する。 ・感染症予防対策として、特に人の手が触れる箇所等については、高濃度アルコール等を用いて入念に拭くこと。	1回／1日 (月～土)

冷水器、給湯室、流し台	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に衛生面に留意し、適切な洗剤により洗浄する。</li> <li>汚物容器の内容物を回収し、容器を清掃する。</li> <li>感染症予防対策として、特に人の手が触れる箇所等については、高濃度アルコール等を用いて入念に拭くこと。</li> </ul>	1回／1日 (月～土)
壁、窓枠、腰まわり、手摺り、玄関、エレベーター内等	<ul style="list-style-type: none"> <li>埃、汚れ等を適切な方法で清掃する。特に人体に接触しやすい個所については、入念に行う。</li> <li>窓枠、サッシの溝は、湿った雑巾等で汚れをきれいに拭き取る。</li> <li>玄関（外階段、1階エレベーター入口前含）の清掃部分は、外側のタイル等部分も含む。</li> <li>感染症予防対策として、特に人の手が触れる箇所等については、高濃度アルコール等を用いて入念に拭くこと。</li> </ul>	1回／1日 (月～土)
受付カウンター、学童ロッカー、テーブル、棚等	<ul style="list-style-type: none"> <li>湿った雑巾等で汚れを拭き取る。</li> <li>感染症予防対策として、特に人の手が触れる箇所等については、高濃度アルコール等を用いて入念に拭くこと。</li> </ul>	1回／1日 (月～土)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>くず箱のごみ及び清掃作業中に収集した埃、ちり、生ごみ等は、容器に収集し回収日に処理する。</li> <li>施設の衛生と美観が保てるよう配慮する。</li> <li>施設内外（駐輪場合む）を常時巡回し、汚れを発見したらその都度清掃する。</li> <li>清掃は、椅子、机等を移動して行い元に戻すこと。</li> <li>屋外運動場をモップがけする。</li> <li>感染症予防対策として、特に人の手が触れる箇所等については、高濃度アルコール等を用いて入念に拭くこと。</li> </ul>	随時

※ 作業場所の詳細については、別紙2の「資料」のとおりとする。

※ 乳幼児室の床清掃については、専用の掃除機を使用すること。

## 2 定期清掃

(1) 作業日時 施設管理担当者と協議し決定する。

(2) 作業内容

場 所	作 業 内 容	実施回数
各室、廊下、階段等の床	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほうき、掃除機等で入念に埃、ちりを取り除く。</li> <li>電気ポリッシャーを用いて洗剤で洗浄した後、モップで水拭きする。</li> <li>床が乾燥した後、床材に適したワックスを塗布し、つや出しをして仕上げる。</li> </ul>	4回／年 (5・9・11・3月)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほうき、掃除機等で入念に埃、ちりを取り除く。</li> <li>電気ポリッシャーを用いて洗剤で洗浄し、モップで水拭きした後、乾いたモップ等で水分を取り除く。</li> </ul>	
屋外運動場		<ul style="list-style-type: none"> <li>ほうき等で入念に埃、ちりを取り除く。</li> <li>モップで水拭きする。</li> </ul>

トイレ、洗濯室、シャワーチーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気ポリッシャーの使用が可能な箇所は、電気ポリッシャーを用いて洗剤で洗浄する。</li> <li>他の部分については、特殊洗剤等を用いて汚れを取り除く。</li> <li>換気扇を洗剤等で洗浄する。</li> </ul>	
遊戯室、集会室、工作室、中高生ルーム、監視救護室、学童クラブ室、休憩相談室、廊下、階段の壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>手あか等の汚れを洗浄する。</li> </ul>	1回／年 (6月)

※ 各室とも、換気扇の洗浄及びエアコンのフィルターのクリーニングを定期清掃時に実施する。

※ 定期清掃のうち、年1回は、剥離剤を使用すること。(11月)

※ 作業場所の詳細については、別紙2の「資料」のとおりとする。

### 3 ガラス清掃

(1) 作業日時 施設管理担当者と協議し決定する。

(2) 作業内容

場 所	作 業 内 容	実施回数
原則として、施設内のガラス部分すべて（ただし、施設長の指定する部分及び照明器具等を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガラス両面を洗剤等で清掃し、湿った雑巾等で拭き取った後、乾いた雑巾等でつや出しをして仕上げる。</li> <li>窓枠、サッシの溝等は、湿った雑巾等できれいに拭き取る。</li> </ul>	4回／年 (5・9・11・3月)

### 4 フローリング清掃

(1) 作業日時 施設管理担当者と協議し決定する。

(2) 作業内容

場 所	作 業 内 容	実施回数
乳幼児室 図書室 遊戯室 学童クラブ室 集会室 工作室 廊下 休憩相談室 事務室 中高生ルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>モップ等で入念に埃、ちりを取り除く。</li> <li>電気ポリッシャーを用いて洗剤で洗浄した後、乾いたモップ等で水分を取り除く。</li> <li>床が乾燥した後、フローリング用ワックスを塗布し、つや出しをして仕上げる。</li> <li>木製フローリング（または木製什器・家具）の定期清掃及びワックス掛けには、合成界面活性剤や有機溶剤等の化学物質を含まない、天然成分100%のクリーナー、ワックスを使用すること。</li> <li>使用するクリーナー、ワックスについては、経済産業省の定める「製品安全データシート(MSDS)」（ただし、GHS分類対応のもの）を事前に法人に提供し、了解を得ること。</li> </ul>	4回／年 (5・9・11・3月)

※ 作業場所の詳細については、別紙2の「資料」のとおりとする。

## 清掃対象場所・面積等一覧

### 1 清掃実施場所及び面積

場 所	面積 (m <sup>2</sup> )	日常清掃	定期清掃	備 考
事務室	38.36	○	○	給湯室含 職員出勤後清掃
乳幼児室	36.81	○	○	授乳室含 コルクシート
図書室	34.20	○	○	カーペット
集会室	60.62	○	○	一部カーペット
中高生ルーム	21.19	○	○	
工作室	26.52	○	○	
屋外運動場	179.93	○	○	デッキ部分含 職員出勤後清掃
遊戯室	70.96	○	○	
学童クラブ室	133.70	○	○	第1・第2 2室 畳部含
相談休憩室	8.13	○	○	職員出勤後清掃
監視・救護室	3.49	○	○	
シャワールーム	7.73	○	○	
トイレ	22.36	○	○	男・女・多目的
洗濯室	5.24	○	×	
更衣室	10.05	×	×	男女 職員出勤後清掃
その他の	202.20	○	○	エレベーター・玄関・ 階段・バギー置き場
合 計	861.49			

### 2 衛生機器等の数量

大便器	6台	小便器	3台
洗面手洗器	10台	冷水器	3台



## 02 仕 様 書

### 1 件 名

港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館自動扉保守点検委託

### 2 履行場所

赤坂子ども中高生プラザ青山館（港区北青山3丁目4番1-201号）

### 3 業務内容

自動扉機能維持のための保守点検整備

### 4 設備内訳

フルテック(株)電動式両引型 2台

- (1) 駆動部（駆動装置・プーリー・連結ベルト）
- (2) 制御部（コントローラ・配線）
- (3) 懸架部（吊り戸車・走行レール）
- (4) 検出部（内外検出装置・補助光電センサー）
- (5) その他（電気錠・UPS等のオプション品）

### 5 保守点検内容

次のとおり、フルテック(株)による保守点検を行う。

- (1) エンジン及びスイッチの異常の有無
- (2) 各部異音の有無
- (3) 扉の建付状態
- (4) 扉の動き
- (5) タイミングベルトの消耗
- (6) タイミングベルト・ワイヤー・チェーンの伸び、緩み、損傷、摩耗
- (7) 戸車の消耗状態
- (8) 減速の効き具合
- (9) スピード調整
- (10) リレー動作、消耗
- (11) 脱輪防止の状態
- (12) ガイドレールの異物等
- (13) 各作動部の注油
- (14) 起動スイッチの作動
- (15) 各配線等の絶縁

### 6 点検回数

年4回（6.9.12.3月）

## 7 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

## 8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた時は、赤坂子ども中高生プラザ青山館と受注者が協議のうえ、これを定める。
- (2) 作業日時については、施設運営に支障のないよう事前に協議の上決定すること。
- (3) 作業が完了したときは、施設長の確認を受け、報告書を2部提出すること。
- (4) 『環境により良い自動車利用』について
  - ①本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
    - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
    - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
  - ②低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
  - ③適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
  - ④本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 03 仕 様 書

### 1 件 名

港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館機械警備保守委託

### 2 履行場所

赤坂子ども中高生プラザ青山館（港区北青山3丁目4番1-201号）

### 3 導入機器

綜合警備保障株式会社 製

### 4 業務内容

#### （1）防犯の警備

当施設に係る盗難及びその他不法行為、不良行為の予防又は早期発見及びその拡大防止を図ること。また、異常を受信したときは、警察機関への通報、現場確認及び当該施設の緊急連絡先登録者への連絡を迅速に行うこと。

#### （2）火災の警備

当施設に係る火災異常を監視し、火災異常を受信したときは、消防機関に速やかに通報するとともに、緊急対処業務及び当該施設の緊急連絡先登録者への連絡を迅速に行うこと。

### 3 警備方法

受注者は、上記業務内容に対応できる警報設備を設置し、業務実施時間中は管制担当員を定め、当施設に関わる異常の有無を間断なく監視するものとする。また、異常を確認した場合、おおむね20分以内に現場へ急行できる体制を整えること。

### 4 警備実施時間

警備業務は、当施設からの警備設備作動開始の連絡を受けた時に始まり、作動解除の連絡を受けた時に終わるものとする。作動解除の連絡がない場合は、終日とする。

## 5 警備設備の保守点検

警備設備が常に正常に作動するよう、受注者の責任において適宜保守点検を行うこと。

## 6 警備実施状況の報告

本委託業務に関して事故や異常が発生した場合、受注者は処理状況報告書を遅滞なく発注者に提出すること。

## 7 補 償

業務中に生じた事故については受注者の責任において処理し、受注者の責により建物に与えた損害については受注者の責任において補償するものとする。ただし、補償限度額は1事故につき対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とする。

## 8 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (6) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなどタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

(9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

## 9 環境により良い自動車利用について

(1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

(3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 10 その他

(1) 機械警備に係るセンサー、機器等の費用及び委託期間内を警備するための設置、取り外しの工事代金を含む。

(2) 業務実施上、本仕様書に定めのない事項について必要が生じたときは、別途協議し、決定するものとする。

## 04 仕様書

### 1 件名

港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館昇降機設備保守点検委託

### 2 履行場所 赤坂子ども中高生プラザ青山館（港区北青山3丁目4番1-201号）

### 3 装置概要

- (1) メーカー 三菱エレベーター
- (2) 台数 1台
- (3) 形式 交流インバータ
- (4) 駆動方式 ロープ式
- (5) 速度 45m/m
- (6) 着床階 1, 2階（2か所）
- (7) 用途 人荷用
- (8) 定員 20名
- (9) 付加装置 地震時管制運転装置、停電時管制運転装置、火災管制運転装置、戸開走行保護装置

### 4 点検回数 24時間対応の遠隔監視装置付

エレベーターを停止した上での作業は3ヶ月に1回実施  
うち、法定点検が1回（12月）

### 5 保守点検内容

下記項目について、定期的に点検・給油・調整を入念に実施し、常に安全な状態にあるようにする。

- (1) かご室関係  
かご走行状態、外部への連絡装置、停電灯装置、かご内装・照明  
かご操作盤・表示ランプ、かごの戸・敷居、戸閉め安全装置
- (2) かごの上  
かご上環境、ガイドローラー、シュー、戸の開閉装置
- (3) 乗場関係  
戸の開閉状態、乗場の戸・敷居、乗場鉤・表示ラン
- (4) 昇降路関係  
塔内環境、制御盤・受電盤、電動機・巻上機、ブレーキ、主ロープ（メインロープ）ガイドレール、ドアインターロックスイッチ、リミットスイッ

チ、非常止装置、移動ケーブル、緩衝器

(5) その他安全運転を確保するために必要な保守点検

6 故障発生

故障が発生したときあるいは事故が発生した場合は、いつでも速やかに適切な処置を取るものとする。

7 消耗部品

次の消耗部品は受託者負担とする。

ヒューズ類、ランプ類、(発光ダイオード除く)、補充用油脂類一切、(マシン油グリース類)、ウエス

8 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (10) 業務従事者は新型コロナウィルス感染症拡大防止対策として業務前の検温及び体調管理を徹底すること。業務中はマスクを着用すること。

9 「環境により良い自動車利用」について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 05 仕様書

### 1 件名

港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館消防設備保守点検及び防火対象物点検

### 2 履行場所

赤坂子ども中高生プラザ青山館（港区北青山3丁目4番1-201号）

### 3 業務内容

#### （1）消防設備保守点検

本点検は、消防法第17条の3の3及び、消防法施行規則第31条の6、その他関係法令に定められた消防用設備の各種点検を、消防法等関係法規に定められた点検基準により実施すること。

#### （2）消火器点検

ア 平成16年5月31日消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検結果についての報告書の様式を定める件」及び平成22年12月22日消防庁告示第24号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」に従って、施設内にある消火器を点検すること。消火器数量は別紙のとおり。

##### （ア）点検の内容

- ① 適正な配置、表示（標識）、腐食、老化、変形、損傷、脱落、緩み等の有無、その他外観から判別できる事項について確認
- ② 消火薬剤の固化・腐食、内部部品の変形・損傷・腐食等の有無、操作性、放射能力等の機能の確認

イ 本点検において設置本数の不足、使用済み消火器、格納箱の破損等で改善を要するものは、別途、改善提案をすること。

#### （3）防火対象物点検

ア 消防法第8条の2の2第1項（防火対象物の点検及び報告）に基づく点検及び報告（報告書の作成及び届出を含む）を行うこと。

##### （ア）点検の内容

- ① 防火管理者専任の有無

- ② 消化、通報、避難訓練の実施の有無
- ③ 避難階段に避難の障害となる物の有無
- ④ 防火戸の閉鎖に障害となる物の有無
- ⑤ カーテン等の防火対象物に防火性能を有する旨の表示が義務付けられているか。
- ⑥ 消防法令の基準による消防用設備等の設置の有無

イ 本点検において修繕を要する箇所、方法等は、別途、改善提案すること。

#### 4 点検回数及び実施時期

##### (1) 消防設備保守点検

###### ア 機器点検

年1回（4月1日から9月30日まで）

###### イ 総合点検（機器点検を含む。）

年1回（12月1日から3月31日まで）

ウ 点検の点検対象物は、別紙「点検設備一覧」のとおり。

##### (2) 消火器点検

ア 第1回 8月1日から9月30日まで

イ 第2回 2月1日から3月31日まで

##### (3) 防火対象物点検

ア 年1回

#### 5 作業時間

原則として、平日の午前10時から午後7時までに行うものとする。ただし、施設と事前に調整がついている時はこの限りではない。

#### 6 作業実施計画

受注者は、本作業の実施にあたり、各点検対象施設と協議のうえ、作業実施計画書を施設課へ提出して承諾を受けること。

#### 7 報告書

受注者は、点検終了後1か月以内に、消防署への報告書類一式を2部作成すること。不良個所については写真を添付すること。

## 8 点検器具等の負担

点検に要する機械器具及び資材等は、特に定めのない限り受注者の負担とする。

## 9 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (10) 業務従事者は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として業務前の検温及び体調管理を徹底すること。業務中はマスクを着用すること。

## 10 「環境により良い自動車利用」について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 11 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

## 05-2 仕様書別紙

### 点検設備一覧

#### 赤坂子ども中高生プラザ青山館

##### 消火器具

強化液消火器 2型	6個
-----------	----

##### 自動火災報知設備

副表示盤	1個
感知器	差動式
	定温式
	煙
発信機	3個
屋内表示灯	3個
常用電源	1式
予備電源	1式
配線点検	1式

##### 誘導灯及び誘導標識

避難口誘導灯	5個
電源点検	1式

##### 非常警報器具及び設備

放送アンプ	1個
スピーカー	30個

##### 簡易自動消火装置

簡易自動消火装置	1個
----------	----

## 06 仕様書

### 1 件名

港区立赤坂子ども中高生プラザ及び港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館学校 110 番  
非常通報装置保守点検

### 2 履行場所

赤坂子ども中高生プラザ (港区赤坂 6 丁目 6 番 14 号)  
赤坂子ども中高生プラザ青山館 (港区北青山 3 丁目 4 番 1-201 号)

### 3 目的

非常通報装置の保守点検は、110 番通報を必要とする事態が発生した時に通報機の機能が確実に発揮できるように常に整備された状態に保ち、かつ接続されている電話回線の通話支障及び装置の不良に基づく誤報の発生等を防止することを目的とする。

### 4 業務内容

機器自体の自己診断機能により、装置の状態を常時チェックするほか、通報機が常時正常に使用できるよう定期的に巡回保守試験を実施し、異常等が発生した場合は、直ちに保守者を派遣し適正な措置をする。

#### (1) 機械保守(通報機本体の自己診断機能)

##### ア 定時試験

毎月 1 回、定時に通報機の自己機能により電源 (停電情報・電池)、押ボタン線 (短絡・混蝕・断線) を診断し、正常か異常かの結果を中央監視センターへ通報する。

##### イ 異常試験

常時 (押しボタン線短絡、混蝕等は瞬時、電池電圧異常は 7 日周期) 通報機を監視することにより、各種の異常の有無を診断し、異常がある場合は中央監視センターへ通報する。中央監視センターでは、これら試験通報の内容に基づき、保守者を派遣し点検修理を行うこと。

##### ウ 報告義務

発報があった場合 (試験通報を除く。) には発報箇所及び発報時間を東京都教育庁と設置者に対し、隨時速やかに報告すること。また、発報状況(試験発報を含む。)、短絡・断線・混蝕・停電を含む機器の異常の発生状況及び保守点検の状況を毎月 1 回、東京都教育庁と設置者へ報告すること。

#### (2) 巡回保守

ア 3 ヶ月に 1 回、巡回保守により装置の機能、特性の試験または測定を行い、かつ異常がある場合は、その原因となる部品の交換その他必要な措置を行うとともに「試験」情報を、通報機を通じて中央監視センターへ通報し試験すること。

- イ 部品等の交換は、押しボタンのアクリル板等を対象とした不良部品等とする。
- ウ 通報機から110番へ試験通報する場合は、事前に警視庁へ試験日程表を提出し、了解を得てから実施すること。

(3) 異常時の措置,

- ア 誤発報が発生した場合、その原因を速やかに究明し、東京都教育庁と設置者に報告すること。
- イ 通報機にプログラムのバグ等を発見した場合は、速やかに設置者へ報告し措置すること。

(4) 巡回保守の手続

- ア 保守点検の日時は、事前に設置者と協議し、職員立会いのもと行うこと。
- イ 点検結果の報告については、点検報告書を作成し、職員の確認印を受けること。
- ウ 通報機に異常がある場合は、その原因を突き止め、修理可能なものは直ちに修理を行い、現場で修理困難なものについては、設置者へ連絡してその指示を受けること。

(5) 保守点検要領

- ア 通報機LEDの確認  
通報機の各種ランプの確認を行う。
- イ 装置試験  
通報機が正しく作動するかどうかの試験を行う。
- ウ 押ボタン試験,  
各種ボタンを押して通報機を作動させ、発報確認ランプ点灯・発報用ブザー鳴動の確認を行う。
- エ ダイヤルパルス試験  
110番が正しくダイヤルされるかどうかの試験を行う。
- オ 録音再生試験  
録音の状態を聴取し、音量・明瞭度を確かめる。
- カ 押ボタンの配線短絡等の試験  
押ボタンの配線が短絡等したときに中央監視センターに通報するかどうかの試験を行う。
- キ 回線接続試験  
電話加入回線との接続状況を点検する。

## 5 留意事項

本装置は盗難・事故等を防止するものではないため、万一発生した盗難・事故等や、使用上の誤り、不当な改造や修理による不具合・故障、自然災害（誘導雷サージも含む。）による故障・損害について、受注者は責任を負わないものとする。

## 6 受注者の責務

(1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故

防止に関する必要な措置を講ずること。

- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (10) 業務従事者が施設内へ立ち入る際には受注者の定める制服・腕章等を着用し、名札をつけること。
- (11) 業務従事者は感染症新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として業務前の検温及び体調管理を徹底すること。業務中はマスクを着用すること。

## 7 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成21年3月27日付改正20環車規第837号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 07 仕様書

### 1 件 名

港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館複写機保守及び消耗品供給委託

### 2 履行場所

赤坂子ども中高生プラザ青山館（港区北青山3丁目4番1-201号）

### 3 内 容

電子複写機保守及び消耗品等供給一式

### 4 対象機種

富士ゼロックス(株)製 DocuCentre-V 3070 CPF

### 5 保守点検

受注者は、複写機が常時正常な状態で使用できるように、点検・調整し、故障した場合は、修理し、正常な状態に回復させなければならない。

### 6 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなどタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

### 7 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基

づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

（2）低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

（3）適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

（4）本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 08 仕様書

### 1 件名

港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館産業廃棄物処理業務

### 2 履行場所

受注者処分場

### 3 業務内容

港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館（港区北青山3丁目4番1-201号）から発生する廃棄物の処理を行うこと。

（1）不燃物（金属くず、ガラス及び陶器くず等の混合物）

廃棄物収集運搬業者（施設と別途契約）が受注者の処分場へ搬入した廃棄物を処分すること。

（2）プラスチック資源

廃棄物収集運搬業者（施設と別途契約）が受注者のリサイクル処理施設搬入した廃棄物を処分すること。

### 4 受注者の責務等

（1）受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、搬出作業に努めるものとし、良好な環境衛生の維持と労働安全衛生規則及び廃棄物の処理・清掃に関する法律等を遵守し、安全管理に万全を期すること。

（2）作業従事者に対し、受注者の定める制服を着用させ名札（腕章）をつけさせること。

（3）受注者は、運搬する毎に必要事項の記された書類（伝票）を発注者に提出し確認を得ること。

（4）マニュフェスト票は受注者の負担とする。

（5）受注者は、施設から廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物等）を搬出する際、計量し、その数量を記録し、区職員またはそれに準ずる職員の立会い者にその都度報告する。

（6）受注者は、この仕様書により複数施設から複数種類の廃棄物を収集する際は、施設ごとの廃棄物の種類、量を記録し、翌日区職員に報告すること。

（7）受注者は、搬出時に計量した廃棄物の数量（収集量）と処分した数量（廃棄量+再利用量）に乖離がある場合、または区職員から指摘を受けた場合、直ちに調査を行い、区担当者に報告を行うものとする。

- (8) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (10) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (11) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなどタバコルールを遵守すること。
- (12) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (13) 業務従事者は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として業務前の検温及び体調管理を徹底すること。業務中はマスクを着用すること。

## 5 資機材等の確保 処分作業に必要な資機材は、受注者の負担とする。

## 6 賠償責任

受託作業中に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

## 7 環境により良い自動車について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 09 仕様書

### 1 件名

港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館廃棄物収集運搬業務

### 2 履行場所

赤坂子ども中高生プラザ青山館（港区北青山3丁目4番1-201号）

### 3 委託内容

赤坂子ども中高生プラザ青山館から発生する一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業務

#### （1）一般廃棄物（普通ごみ）

ア 一般廃棄物（普通ごみ）の処理は、施設のごみ集積所より収集し、東京23区清掃一部事務組合所管の処理施設に運搬すること。

イ 処理手数料を東京23区清掃一部事務組合へ納付すること。手数料金額は契約金額に含めるものとする。

#### （2）古紙

ア 古紙は、施設のごみ集積所より収集し、リサイクル専門事業者に運搬すること。

イ 古紙の種類はOA紙、新聞紙、雑誌、段ボール、ミックス紙とする。

#### （3）産業廃棄物

ア 産業廃棄物の処理は、施設のごみ集積所より収集し、産業廃棄物処分業許可業者の処理施設に運搬すること。但し、処分費用は本契約の契約金額に含めないものとする。

イ 産業廃棄物の種類は木くず、廃プラスチック類、ペットボトル、金属くず（空缶）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（瓶）とする。

ウ 産業廃棄物収集運搬の日時等については、館長又は館長が指定する職員と事前に協議することとする。

### 4 廃棄物の数量

種別	推定排出量（年）
一般廃棄物（普通ごみ）	5,000kg
古紙	1,000kg
産業廃棄物	2,000kg
合計	8,000kg

## 5 受注者の責務

- (1) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、搬出作業に努めるものとし、良好な環境衛生の維持と、労働安全規則等を遵守し、安全管理に万全を期すこと。
- (2) 作業員は、作業中受注者の定める制服を着用し、名札をつけること。
- (3) 受注者は、都度必要事項の記載された搬出伝票を施設に提出すること。
- (4) 受注者は、運搬実績の報告書を請求書と併せて、業務終了後 10 日以内に施設に提出すること。
- (5) 受注者は、万が一、積み残し等があった場合速やかに処理すること。
- (6) 受注者は、産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを契約書に添付すること。  
許可事項に変更があった時は、速やかにその旨を通知し、変更後の許可証の写しを提出すること。
- (7) 保管積替は禁止する。
- (8) 受注者が収集した廃棄物の運搬を完了していない時は、双方の責任において処理した後でなければ契約は解除できないものとする。
- (9) 受注者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び行政指導等を遵守して適正に収集運搬を行うこと。
- (10) 施設の移動等があった場合についてもそれを履行すること。
- (11) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (12) 受注者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (13) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (14) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (15) 搬出作業に必要な運搬車両及び資材は、受注者の負担とする。
- (16) 業務従事者は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として業務前の検温及び体調管理を徹底すること。業務中はマスクを着用すること。

## 6 搬出日及び搬出時間

- (1) 廃棄物の搬出日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、双方の合意によって搬出する場合はその限りでない。なお、祝日（代替日を含む。）等にあたる場合及び年末年始の 12 月 29 日～1 月 3 日は除くものとする。
- (2) 廃棄物の搬出時間は、原則として午前 10 時から午後 5 時とする。ただし緊急の場合はその限りでない。

## 7 その他

- (1) 搬出場所（ごみ処理場）は、常に整理、整頓し、清潔にすること。
- (2) 集積に当たっての積み残し等の無いよう十分に注意し処理に当たること。
- (3) マニフェスト伝票は受注者の負担とする。
- (4) 施設以外の収集は一切行わないこと。
- (5) 本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
- (6) 受注作業中に発生した事故による第三者および施設への損害については、受注者の責任で原状回復または損害賠償を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は、作業の実施にあたって疑義が生じた場合は、施設と受注者が協議の上、決定することとする。

## 仕 様 書

### 1 件 名

港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館古紙回収業務委託

### 2 履行場所

赤坂子ども中高生プラザ青山館（港区北青山3丁目4番1—201号）

### 3 業務内容

赤坂子ども中高生プラザ青山館より再資源用古紙を回収し、「廃棄物再生事業者登録証明書」を取得している古紙再生業者に運搬し、再生処理されるように引き渡しを行う。

- (1) 古紙は、新聞、雑誌、及び段ボールの3種類とする。
- (2) 回収日は、月に1回とする。ただし、祝日等と重なった場合は、その翌営業日を原則とする。また、年末年始の12月29日から1月3日までは除くものとする。尚、トラック等の故障及び受諾者のやむを得ない事態が発生した場合は、受注者に速やかに連絡し、対応について協議すること。回収時間は午前9時30分から午後5時までとする。ただし、緊急の場合はその限りでない。
- (3) 1回につき1台の車両を運行すること。
- (4) 収集車両は、2t トラック程度とする。
- (5) 1台に積込めない場合は、次回に回収するものとする。
- (6) 搬出作業に必要な運搬車両及び資材は、委託業者の負担とする。
- (7) 本契約以外の他の古紙等との積み合せは可とする。

### 5 契約方法

- (1) 契約は、車両1台あたりの単価契約とし、年間予定数量は12台とする。（月1回）
- (2) 赤坂子ども中高生プラザ青山館から臨時で回収依頼があった場合は、協議して単価を決定する。

### 6 実績表等の提出

赤坂子ども中高生プラザ青山館より回収した量を記入した実績表及び古紙回収搬入先発行の伝票を業務終了後10日以内に提出すること。

### 7 支払い方法

契約代金は、各月業務の履行を確認した後、受注者からの書面による請求に基づき、支払うこととする。

### 8 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、赤坂子ども中高生プラザ青山館利用者・関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、収集運搬作業に努めるものとし、良好な環境衛生の維持と、労働安全規則等をもって、安全管理に万全を期すること。

- (3) 受注者は、作業従事者に対し、受注者の定める制服を着用させ名札（腕章）をつけること。
- (4) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、委託業者の責任において適切に行うこと。
- (5) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (6) 作業中に発生した事故による第三者及び赤坂子ども中高生プラザ青山館への損害については、原則として受注者の責任で現状の回復又は損害賠償を行うこと。
- (7) 受注者は、万が一、積み残し等があった場合速やかに処理をすること。
- (8) 保管積替は禁止する。
- (9) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、港区廃棄物処理及び再利用に関する条例及び行政指導等を遵守して適正に収集運搬を行うこと。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (11) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (12) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (13) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (14) 受注者は、本契約の履行に当たり、地域温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (15) 受注者は、回収作業に当たり、マスクを着用するなど新型コロナウィルス感染症拡大防止の対策を講じること。
- (16) 受注者は、運搬先の古紙再生業者が取得している「廃棄物再生事業者登録証明書」を提出すること。

## 9 「環境により良い自動車利用」について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定す

る評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

#### 10 その他

本仕様書の記載のない事項又は疑義が生じた場合は、赤坂子ども中高生プラザ青山館と受注者で協議の上決定する。

## 仕 様 書

### 1 件 名

港区立赤坂子ども中高生プラザ青山館冷水器保守点検

### 2 履行場所

赤坂子ども中高生プラザ青山館（港区北青山3丁目4番1-201号）

### 3 業務目的

本点検は、赤坂子ども中高生プラザ青山館に設置された冷水器について、定期的な保守点検および衛生管理を行い、児童および職員が安全かつ衛生的に使用できる環境を維持することを目的とする。

### 4 対象機器

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| (1) メーカー | 株式会社メイスイ          |
| (2) タイプ  | メイスイクール2 Type B   |
| (3) 台数   | 3台（受付横、集会室、遊戯室入口） |
| (4) その他  | 浄水機能付き            |

### 5 業務内容

#### (1) 定期保守点検

以下の項目について点検を実施する。

- ア 外観点検（破損、固定状態、危険箇所の有無）
- イ 動作確認（冷却状態、吐水状況、操作部）
- ウ 電気系統点検（電源コード、漏電、異音・異臭）
- エ 漏水・結露の有無確認

#### (2) 衛生管理・清掃

児童が直接使用する設備であることを考慮し、衛生管理を徹底する。

- ア 給水口・排水口の清掃および消毒
- イ フィルター等の清掃または交換
- ウ 周辺部の簡易清掃

#### (3) 不具合対応

- ア 点検時に不具合を発見した場合は、速やかに施設管理者へ報告する
- イ 応急対応が可能な軽微な不具合については対応する
- ウ 使用停止が必要な場合は、施設管理者へ報告のうえ、明確に表示する

### 6 点検頻度・実施時期

#### (1) 定定期検 年 1 回

#### (2) 実施時期 学校夏季休業期間開始前とし、施設運営に支障のない時間帯で事前に調整すること。

## 7 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (10) 業務従事者は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として業務前の検温及び体温管理を徹底すること。業務中はマスクを着用すること。

## 8 「環境により良い自動車利用」について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成21年3月27日付改正20環車規第837号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 11 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。